

小千谷市民生委員協力員設置要綱

(令和8年5月29日告示第121号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という）及び児童福祉法（昭和22年法律第164条）に基づき活動を行う民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ることにより、本市の地域福祉の増進を図るため、民生委員の活動を補佐する小千谷市民生委員協力員（以下「協力員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(配置基準)

第2条 協力員は、原則として民生委員1人につき1人を置くことができるものとする。

(推薦)

第3条 民生委員は、民生委員の活動を行うにあたり、協力員を必要とするときは、原則として当該民生委員が担当する地区に居住する者の中から協力員候補者を選び、地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）の会長に対し、協力員の設置を要請することができるものとする。

2 前項の規定により要請を受けた地区民児協の会長は、当該要請を行った民生委員の活動状況を勘案し、協力員の設置を必要と判断し、かつ、協力員候補者が次条に規定する協力員の適格要件に照らし、適格であると判断したときは、地区民児協において協議を行うものとする。

3 地区民児協の会長は、前項の協議により地区民児協の賛同を得たときは、市長に対し、小千谷市民生委員協力員推薦書（様式第1号）及び当該協力員候補者が作成した誓約書（様式第2号）を提出することにより当該協力員候補者を協力員として推薦するものとする。

(適格要件)

第4条 協力員の適格要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者

(2) 原則として、協力員の設置の要請があった地区に居住しており、当該地区の実情をよく把握しているとともに、地区の住民が気軽に相談できる者

(3) 生活が安定しており、健康であって、協力員の活動に必要な時間を割くことができる者

(4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者

(委嘱)

第5条 協力員は、第3条の規定による地区民児協の会長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(任期)

第6条 協力員の任期は、原則として協力員の設置を要請した民生委員の任期に準じる。

2 協力員の再任は妨げない。

(職務等)

第7条 協力員は、民生委員と連携し、その指示及び指導のもとに、民生委員の活動を補佐する。

2 協力員は、自身の活動状況について、補佐する民生委員に対して、適時に連絡・報告・相談を行い、かつ、毎月の活動について小千谷市民生委員協力員活動報告書(様式第3号)を作成し、翌月10日までに補佐する民生委員又は地区民児協の会長に提出するものとする。

3 補佐する民生委員又は地区民児協の会長は、前項の活動報告書の提出があったときは、速やかに市長に提出しなければならない。

(義務)

第8条 協力員は、その職務を行うにあたっては、法第15条及び第16条に規定する義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、市長、地区民児協の会長又は補佐する民生委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(指揮監督等)

第9条 協力員は、その職務に関し、市長、当該地区民児協の会長及び当該協力員が補佐する民生委員の指揮監督を受けるものとする。

2 協力員が配置された地区民児協の会長及び補佐する民生委員は、協力員が活動するにあたり、必要な助言又は指導を行うものとする。

(活動費等)

第10条 市長は、協力員に活動に伴う実費弁償（以下「活動費」という。）として予算の範囲内で別に定める額を支給することとし、支給基準は次に掲げるとおりとする。

(1) 活動費の支給対象月は、委嘱された月からとする。

(2) 退任、辞任、又は死亡した協力員の支給終了月は、退任、辞任、又は死亡した月とする。

(3) 第7条第2項に規定する活動報告書の提出において、活動日数が0日である月の活動費は支給しない。

2 活動費は、4月から9月までの活動分を10月に、10月から3月までの活動分を翌年度4月に支払うものとし、当該期間の活動報告書全てを受領後30日以内に支払うものとする。ただし、年度途中で退任、辞任、又は死亡した場合の活動費は、当該翌月に支払うものとする。

(辞任の届出)

第11条 協力員は、自身の都合により協力員の職を辞任しようとするときは、小千谷市民生委員協力員辞任届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

(解嘱)

第12条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、地区民児協の会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

(3) 協力員としてふさわしくない非行のあった場合

(4) その他市長が協力員として適当でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前条の規定による辞任届が提出されたとき、又は協力員が死亡したときは、当該協力員を解嘱するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。